

児童扶養手当の制度について

特別児童扶養手当

児童扶養手当

●対象者 次のいずれかに該当する子供を養育している父母又は養育者

※子供とは、18歳になった年の年度末(3月31日)まで(一定の障害のある場合は20歳未満まで)です。

- ・父母が婚姻を解消した子供
- ・父又は母が死亡した子供
- ・父又は母に一定の障害がある子供
- ・父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた子供

●手当の金額 手当は年に6回(5月、7月、9月、11月、1月、3月)、支払月の前月までの2か月分ずつ支払われます。

<支給額>

子供の人数	月額(全部支給)	月額(一部支給)
1人の場合	48,050円	48,040円～11,340円
2人目以降加算額(1人につき)	11,350円	11,340円～5,680円

※申請者やその配偶者、及び同居等生計を同じくしている扶養義務者(申請者の父母、兄弟姉妹等)の所得により、手当の支給に制限があります。

特別児童扶養手当

●対象者 精神又は身体に一定の障害がある20歳未満の子供を養育している父母又は養育者

●手当の金額 手当は1年に3回(4月、8月、11月)、支払月の前月までの4か月分ずつ支払われます。

<支給額>

障害の状態	月額(1人につき)
1級(重度)	58,450円
2級(中度)	38,930円

※申請者やその配偶者、及び同居等生計を同じくしている扶養義務者(申請者の父母、兄弟姉妹等)の所得により、手当の支給が停止になることがあります。

※障害の状態は、各種障害者手帳の等級とは異なります。

児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届の提出について

児童扶養手当を受けている方は『現況届』、特別児童扶養手当を受けている方は『所得状況届』を毎年8月に提出する必要があります。これらの提出がない場合、11月以降の手当を受給できなくなりますのでご注意ください。

手続き方法

認定を受けている方には、7月下旬に書類を送付します。必要書類をご準備いただき、役場担当窓口へご提出ください。

提出期日

特別児童扶養手当…8月12日(水)から9月11日(金)まで

児童扶養手当…8月3日(月)から8月31日(月)まで

※受付時間…午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日は除く)